

# 注 意 事 項

## 1 公式、公認競技会及び指定競技会

(一社) 静岡県水泳連盟の主催、もしくは上位の団体と共催する大会を公式競技会とする。公認競技会とは(公財) 日本水泳連盟に申請し公認されたものをいう。

指定競技会とは、(一社) 静岡県水泳連盟に申請し承認されたものをいう。

## 2 大会への参加申込み

(一社) 静岡県水泳連盟の主要競技会に出場する登録団体は各要項 (Web-SWMSYS掲載) を熟読し特別に通知のない限り、そこに示された要領に従い、所定の手続きをとる。特に締切日、振込先、申込み方法に注意し、間違いのないようにする。申込み必要書類の完備していないもの、締切日を過ぎたものは受付ける事ができない。また、一旦納入された申込金(参加料)は理由の如何を問わず返却しない。

## 3 競技者登録

公式・公認競技会に出場する競技者は、(公財) 日本水泳連盟の選手登録を完了したものに限り。なお、登録を抹消されたものは、すべての公式・公認競技会に出場できない。

## 4 記録公認

(公財) 日本水泳連盟の登録団体・競技者が公式・公認競技会で記録した場合のみ公認される。

## 5 個人情報

(公財) 日本水泳連盟競技者登録に関する個人情報の取扱いについては、(公財) 日本水泳連盟個人情報保護規程その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。

(一社) 静岡県水泳連盟が主催、主管する競技会における個人情報の取扱いについては、(一社) 静岡県水泳連盟個人情報保護規定に従う。なお、プログラムへの掲載、競技会での記録処理、報道への提供等については、各大会により異なるので、大会要項又は、主催者からの連絡事項で確認する。

## 6 不行跡行為の制裁

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を傷つける行為、正当な理由のない棄権に対しては、行為者及び所属チームに制裁を課すことがある。**(倫理規定、処分規定参照)**

## 7 引率選手および保護者への指導について

競技会に出場する選手に対し、出場前に会場周辺での節度ある行動をとるよう指導する。併せて、保護者へ駐車マナー等をご指導願います。(会場周辺の住民より苦情が多数あるため)